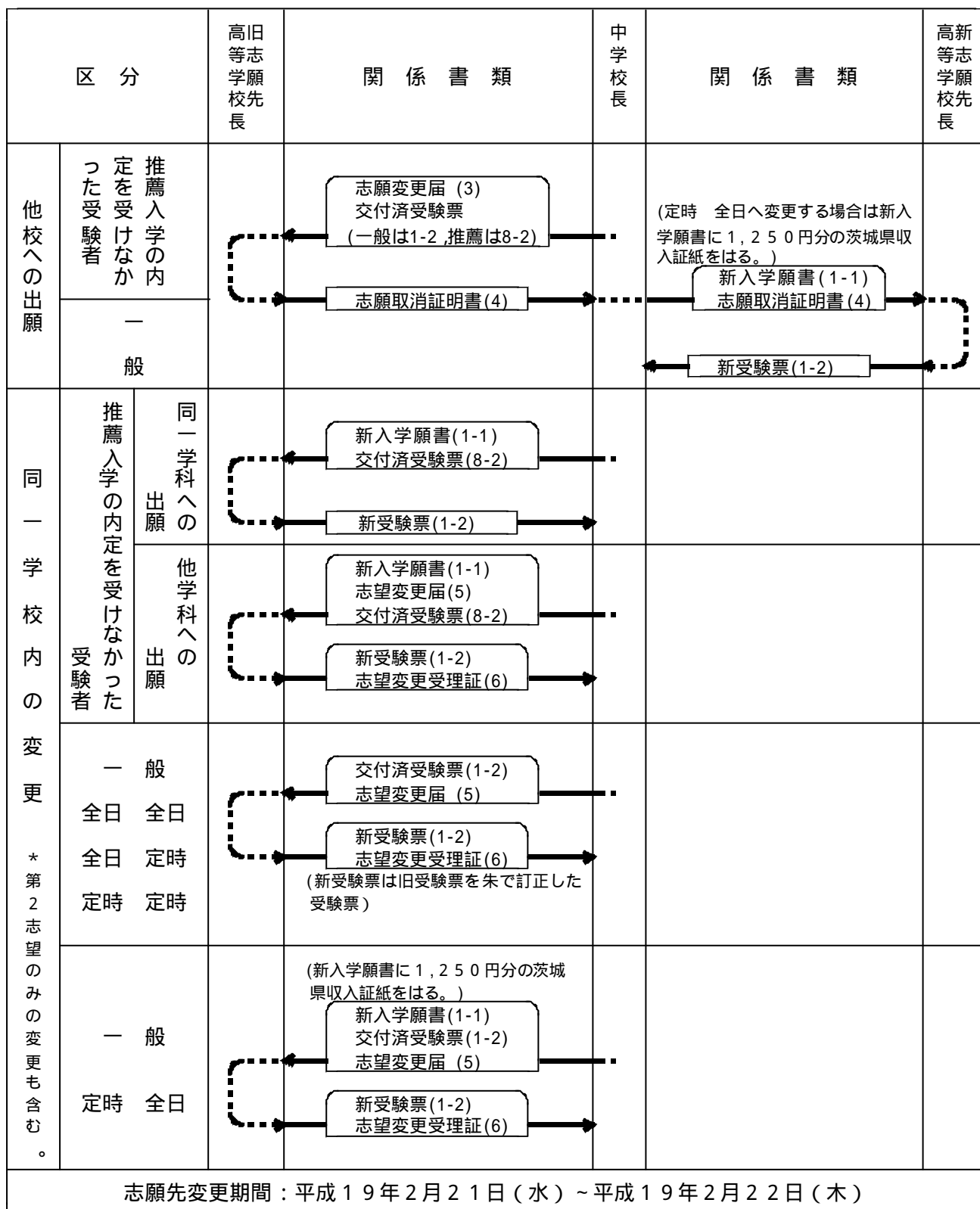


志願先変更手続の概略図



- 注1 志望変更受理証は、中学校長又は本人が保管するものとする。
- 2 同一学校内の変更で、推薦入学の内定を受けなかった受験者が同一学科へ出願するとき、第2志望の変更があれば志望変更届を提出するものとする。
- 3 推薦入学の内定を受けなかった受験者の調査書は、新たに作成し、新志願先高等学校長に提出する。ただし、同一学校を志願する場合は、調査書を新たに提出する必要はない。
- 4 自己申告書や転入に関する書類等は、新志願先高等学校長に提出する。ただし、旧志願先高等学校長から受け取り、新志願先高等学校長へ提出することもできる。
- 5 ()内の数字は様式番号を示す。
- 6 連携型入学者選抜の内定を受けなかった受験者については、推薦入学の内定を受けなかった受験者に準じて取り扱うものとする。
- 7 詳細については、本実施細則の各項を参照すること。